

海外農業研修への応募資格のチェックシート

(別紙)

あなたが、この補助金の補助対象である公益社団法人国際農業者交流協会(以下、J A E Cという。)が行う海外農業研修の応募資格を満たすか(もしくは満たす見込みか)を事前に確認するものです。なお、このチェックシートは、J A E Cが行う海外農業研修生の選考とは関係ありません。

1. 応募者の資格(共通)の確認

(1)~(7)の要件を確認し、すべての項目に必ずチェック☑をいれてください。

【公益社団法人国際農業者交流協会 令和5年度農業研修生海外派遣事業実施要領より】

(1) 日本国籍を持ち独身であること。

※ 日本国籍の他に国籍を持つ者についてはあらかじめ相談すること。

上記を満たす(国籍についての相談済みを含む)

(2) 心身共に健全であること。なお、現在治療中の怪我や病気(精神疾患を含む)がある者は、医師の診断書を提出し、それを以って判断する。

診断書を提出し協会の判断に従う

(3) 明確な研修目的を持っていること。

明確な研修目的を持っている

(4) 外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。

外国語を学ぶ強い意欲を持っている

(5) 海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があること。または、渡航までに十分な農業経験を積むことができること(概ね2か月以上)。

専攻する業種について農業経験があるもしくは渡航までに十分な農業経験を積むことができる(概ね2か月以上)

(6) 渡航までに普通自動車運転免許を取得していること。

※ AT 限定の者は渡航までに解除しておくこと。

普通自動車運転免許を取得済みもしくは取得予定である

(7) 犯罪歴がないこと。

犯罪歴はない

2. 応募者の資格（研修国別）の確認

研修コース別の要件（年齢、資格条件）を確認し、下部の確認欄を記載してください。なお、資格条件について不明な部分やその他の国々を希望する方は、資格条件に合うかどうか必ず事前にJAECに確認してください。

| 研修コース | 年 齢 (生年月日が 以下の期間) | 資 格 条 件 | |
|-------------------------------|-------------------------|--|--|
| アメリカ | 1994年4月2日～ 2005年4月1日 | 高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者。 | |
| オーストラリア | 1994年4月2日～ 2005年4月1日 | 高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があり、ワーキングホリデービザの発給条件を満たす者。 | |
| ヨーロッパ | デンマーク | 19歳～29歳 | 専攻業種に関する科目を大学等で履修しており、研修参加時休学が可能で、IELTS(general)のテストで band score 3.0 以上である者。さらに、専攻業種の十分な農業経験を有する者。 |
| | ドイツ | 19歳～30歳 | 専攻業種に関する科目を大学等で2年以上履修している在学生、または、高度農業教育を2年以上受け、卒業後、18か月以内の者。 |
| | スイス | 19歳～29歳 | 専攻業種に関する科目を大学等で2年以上履修している在学生、または、高度農業教育を2年以上受け、卒業後、1年が経過していない者。 |
| | オランダ | 19歳～26歳 | 高度農業教育で専攻業種に関する科目を履修し、卒業資格や学位を取得した、渡航時時点で卒業後2年以内の者。または、2年以上の高度農業教育を受けた在学中の者 |
| その他の国々 ※カナダ、フランス、アイルランドなど。 | 概ね18歳～30歳 要確認 | 高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があり、研修先国で日常会話が可能で語学力を有する者。研修先国のワーキングホリデービザ発給等の要件を満たす者。詳細は要確認。 | |

高度農業教育とは、農業大学校、農業専科大学、大学農学部或いはそれに準ずる学部、専門学校等の教育機関における履修のこと。資格条件は研修先国の事情により変更される場合がある。上記資格条件に当てはまらなくても他の条件が整えば参加できることがあるので、その場合は個別に問い合わせること。

【確認欄】 エントリーする研修コース（国名）

・氏名 生年月日（ ）

・資格条件について

(例：アメリカ)〇〇農業大学校2年生。畜産専攻。

(例：ドイツ) 〇〇大学農学部農業生産専攻3年生。

(例：フランス) 資格要件について公益社団法人国際農業者交流協会に確認済